

## 令和7年度(令和6年分) 村県民税・国民健康保険税・介護保険料に関する申告受付について

お知らせ：令和7年度の申告を下記のとおり受付します。

郵送での申告は＜郵送等による申告の受付＞をご確認を。

＜令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入及び支出経費等が申告対象となります＞

### 申告書を提出しなくてもよい方！

- 65歳以上の公的年金収入のみの方(障がい者年金・遺族年金収入のみの方は申告が必要です。)
  - 昨年中に給与所得のみの方で、年末調整済みで勤務先から給与支払報告書(源泉徴収票)が市町村へ提出されている方
  - 所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
- ※①②に該当する方でも、源泉徴収票に記載されていない扶養や医療費等の控除を受けようとする場合は申告が必要です。

### 令和7年度(令和6年分) 申告日程

| 午前部(8:50~11:30受付) 午後部(12:50~15:00受付) |               |                                 |   |
|--------------------------------------|---------------|---------------------------------|---|
| 出張申告                                 | 2月5日(水)       | 南会場(博物館1F研修室)<br>※2月7日(金)は午前部のみ | ・出張申告があります。左記日程を参照のこと。<br>出張受付 → 午前部(8:50~11:30受付) 午後部(12:50~15:00受付)<br>・1日の人数制限があります(50名)。定員に達した場合は別日案内。<br>・2月20日(木)、2月27日(木)は夜間受付(17:50~19:30受付)も実施します。<br>・3月9日(日)は休日受付(8:50~11:30受付)を実施します。 |
|                                      | 2月6日(木)       |                                 |   |
|                                      | 2月7日(金)※      |                                 |   |
| 2月10日(月)                             | 北会場(名嘉真多目的施設) |                                 |   |

| 役場受付 8:50~11:30受付(夜間実施日除き午前中) |              |     | 役場1階ロビー |                    |
|-------------------------------|--------------|-----|---------|--------------------|
| 受付人数                          | 受付対象地区及び申告会場 |     |         |                    |
| 1                             | 2月13日(木)     | 50名 |         | 安富祖区・瀬良垣区・太田区      |
| 2                             | 2月14日(金)     | 50名 |         | 恩納区                |
| 3                             | 2月17日(月)     | 50名 |         | 南恩納区               |
| 4                             | 2月18日(火)     | 50名 |         | 谷茶区・冨着区            |
| 5                             | 2月19日(水)     | 50名 |         | 前兼久区・仲泊区           |
| 6                             | 2月20日(木)     | 50名 |         | 山田区・真栄田区           |
|                               |              | 30名 |         | 夜間(全域 17:50~19:30) |
| 7                             | 2月21日(金)     | 50名 |         | 塩屋区・宇加地区           |
| 8                             | 2月25日(火)     | 50名 |         | 名嘉真区・喜瀬武原区         |
| 9                             | 2月26日(水)     | 50名 |         | 安富祖区・瀬良垣区・太田区      |
| 10                            | 2月27日(木)     | 50名 |         | 恩納区                |
|                               |              | 30名 |         | 夜間(全域 17:50~19:30) |
| 11                            | 2月28日(金)     | 50名 |         | 南恩納区               |
| 12                            | 3月3日(月)      | 50名 |         | 谷茶区・冨着区            |
| 13                            | 3月4日(火)      | 50名 |         | 前兼久区・仲泊区           |
| 14                            | 3月5日(水)      | 50名 |         | 山田区・真栄田区・塩屋区・宇加地区  |
| 15                            | 3月6日(木)      | 50名 |         | 全域                 |
| 16                            | 3月7日(金)      | 50名 |         |                    |
| 17                            | 3月9日(日)      | 50名 |         | 休日受付(全域・午前中のみ)     |
| 18                            | 3月10日(月)     | 50名 |         | 全域                 |
| 19                            | 3月11日(火)     | 50名 |         |                    |
| 20                            | 3月12日(水)     | 50名 |         |                    |
| 21                            | 3月13日(木)     | 50名 |         |                    |
| 22                            | 3月14日(金)     | 50名 |         |                    |
| 23                            | 3月17日(月)     | 50名 |         |                    |

※ 自身の地区対象日での申告をお願いします。  
※ 指定の対象地区の方が優先となります。  
対象地区以外の日の受付者は最後尾もしくはは定員に達した場合は後日の案内となります。

### ＜郵送等による申告の受付＞

- 申告書に必要事項を記載した書類を同封し、切手を貼って役場税務課宛に郵送してください。
  - 郵送の場合は、申告書のほか必要書類(控除証明書書類等)を同封してください。
  - 公民館での預かりは行いません。郵送するか、全域もしくは指定の対象地区の日程に合わせて会場にお越しください。
  - ※記載内容や書類に不備等のある場合は、確認の電話やお呼び出し、書類を返送することがあります。
  - 農業・漁業・不動産等がある方は収支内訳書が必要となります。  
(ご自身で作成が難しい方は、税理士への委託や青色申告会に作成指導を受けるなどご検討ください。)
- 添付資料は、1月末に届く申告書同封資料をご確認ください。  
申告書類の整理や控除申請に必要な証明書等の準備もお早めに！
- |                     |   |
|---------------------|---|
| 郵送先<br>切り取ってお使ください。 | 904-0492<br>恩納村字恩納2451番地<br>恩納村役場 税務課 御中<br>(申告書在中) |
|---------------------|---|

※ 内容が変更となる場合があります。ホームページ等で最新の情報をご確認ください。

※ 申告期間は、申告の対応や問い合わせが増えますので事前にお問い合わせください。 税務課 098-966-1206

## 令和7年度(令和6年分) 村民税・県民税申告書を郵送される方へ

申告する内容によって添付が必要な書類は異なりますが、一般的には次のような書類を添付する必要があります。

郵送でも対面申告でも必要な書類です。証明書等がないと控除金額を除く場合もありますので予めご了承下さい。

### 添付が必要な書類

| 本人確認書類                | マイナンバーカード もしくは 免許書等  |
|-----------------------|--|
| 収入・経費の分かるもの           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●営業(漁業)・農業・不動産等収入のある方<br/>○収支内訳書：(申告書裏面に有)収入と経費をまとめたものの写し<br/>・初年度の減価償却費を算入する場合は書類を持って会場で申告して下さい。<br/>・不動産：収入額が分かる証書(軍用地：土地明細書等)(写し)<br/>※経費の領収書については5年間保管が必要です。いつでも提出できるように！</li> <li>●土地の取用のある方：○契約書と公共事業用の資産の買取り等の証明書(写し)<br/>※村が買取分 ○契約書と特定住宅地造成事業等のための土地等の買取り証明書(写し)</li> <li>●給与・年金収入の方：令和6年分の源泉徴収票の写し</li> </ul> |
| 社会保険料の控除を受ける場合        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等</li> <li>・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払い証明書</li> </ul>  |
| 障がい者控除を受ける場合          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者手帳の写し</li> <li>・介護保険で認定された障がい者控除対象者認定書</li> </ul>  |
| 医療費控除を受ける場合           | <ul style="list-style-type: none"> <li>イ.医療費控除の明細書<br/>※医療費の領収書の添付ではなく、明細書(裏面)にまとめた提出が必要となります。</li> <li>ロ.医療費通知(医療費のお知らせ)(原本)<br/>※医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合に限ります。</li> </ul>   |
| 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>支払額などの証明書</li> <li>注)給与所得者が既に年末調整の際に給与所得から控除を受けている場合は不要です。</li> </ul>   |
| 小規模企業共済等掛金控除を受ける場合    | <ul style="list-style-type: none"> <li>支払った掛金額の証明書</li> <li>注)給与所得者が既に年末調整の際に給与所得から控除を受けている場合は不要です。</li> </ul>   |
| 住宅借入金控除               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅借入金等特別控除額の計算明細書</li> <li>・金融機関等から交付された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」</li> </ul>   |
| 寄付金控除を受ける場合           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付した団体などから交付を受けた寄付金の受領証</li> </ul>   |

その他の控除に関しまして添付が必要な場合、税務課 住民税係 TEL 098-966-1206 よりご連絡させていただく場合がございますのでご了承ください。 ※申告書には連絡先を必ず記入して下さい。

### 郵送による提出期限 令和7年3月17日(月) 必着

※郵送の場合、恩納村役場に到着した日が提出日とさせていただきますので、ご注意ください。

★できる限り「2月中」に郵送をお願いします。★

| ご確認ください                           |   |
|-----------------------------------|---|
| 郵送した方も、所得税が掛かると役場に来庁して頂く場合があります。  | 郵送後に所得税の還付や追徴が発生する方に関しましてはご連絡(電話)いたします。確定申告(税務署提出)が必要となり役場に来庁していただく事になる場合がございます。  |
| 所得税が掛かり還付や追加徴収が発生する方              | 還付の場合：還付先の口座が必要ですので、口座情報の提出が必要です。<br>追徴の場合：納付書のお渡しがありますので、ご連絡いたします。   |
| 申告書の控えおよび各証明資料の返却が必要な方は切手付き返信封筒を！ | 申告書の控えおよび各証明書類(原本に限る)の返却が必要な場合は返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。)を同封していただければ、恩納村から申告書の控えを返送いたします。※令和7年申告より原則、収受印の押印は省略します。                              |
| 株式の配当等の申告がある方                     | 税務署で確定申告(総合課税)し、住民税では分離課税で申告する場合、役場にてその旨の手続きがありますので、早めに税務課へお越しください。※会社等の社会保険に今後も継続加入される方には影響はございませんが、国民健康保険や後期高齢者医療保険にご加入の方は大きく影響が出る場合がありますのでご注意ください。 |

### 早めの申告(郵送)をお願いします！

ワンポイント豆知識！

- ★確定申告は国(国税)へ所得税を清算する手続きで、役場への申告は住民税申告となり違う申告となります。よく同じものと間違われることがありますが、その期間のみ国(国税)より権限を与えられ役場で仮受付を行っているからです。
- ★国(国税)とも連携をしておりますので、確定申告(国へ申告)をすれば住民税申告はしなくてもよいことになっております。そのデータが後日、国から村へ情報が提供されます。※国と村へ違う数値で申告すると違う所得と扱われ税金が倍になるのでご注意ください！
- ★控除金額より所得(収入-経費)が多い場合は所得税(国税)が掛かりますので、確定申告が必要となり、還付や追加徴収が発生します。控除金額より所得(収入-経費)が少ない場合は所得税が掛かりませんので、住民税申告のみで良いことになります。